

## 市の公用車や発行物などでお店をPRしませんか

市では、下記の媒体に広告を掲載していただける事業者を募集しています。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

※「長浜市有料広告掲載の取扱いに関する要綱」および各広告媒体の募集要領に準じて募集します。

### 公用車

【広告期間】10月1日(木)～平成28年3月31日(木)

【申込受付期間】8月3日(月)～14日(金)

【申込先】財産活用室(☎65-1717)

公用車の種類	広告スペース 上限表示 縦×横(cm)	募集枠	広告料(税込) (1か月あたり)
軽自動車	側面(1面) 30×50	3枠	
普通車	側面(1面) 30×50	1枠	1,500円



### 広報ながはま(1日号)

【広告期間】1か月単位

【広告規格】縦4.5cm×横9.0cm 2色刷

【募集枠】4枠

【発行部数】42,300部 全戸配布

【掲載料】25,000円／枠(税込)

【受付】随時

【対象事業者】市内の事業者優先

【申込先】市民広報課(☎65-6504)

### 市ホームページバナー

【広告期間】1か月単位

【広告規格】縦60ピクセル×横150ピクセル

GIF形式 容量4 KB以内

【募集枠】3枠

【掲載料】25,000円／枠(税込)

【受付】随時

【対象事業者】市内の事業者優先

【申込先】市民広報課(☎65-6504)

### 平成28年度 長浜市健康づくり日程表(裏面)

【広告期間】平成28年4月～平成29年3月

【広告規格】縦4.5cm×横9.0cm 1色刷

【募集枠】4枠

【発行部数】42,300部 全戸配布

【掲載料】25,000円／枠(税込)

【締切】9月30日(水)

【対象事業者】市内の事業者優先

【申込先】健康推進課(☎65-7779)

### 浅井支所電光サイン掲示板(浅井支所西側)

【広告期間】通年 ※1週間単位で募集

【広告規格】縦60cm×横410cm

黒地に赤文字(反転可能)、全角32文字以内

【掲載料】5,000円／週(税込)

【受付】随時

【対象事業者】市内の事業者優先

【申込先】浅井支所(☎74-4350)

### 募集媒体にはこんなメリットが・・・(一例)

○広報ながはま…市内全世帯に配布するため、エリアマーケティングにぴったりです。

○ホームページ…検索エンジンでの自治体サイトへの評価が高いため、目につく効果以外にも検索エンジン対策(SEO)になるといわれています。

対象となる手当	提出書類	提出期間	問合せ・提出先
児童扶養手当	現況届	8月3日(月) ～ 31日(月)	子育て支援課 (西館1階) ☎65-6514
特別児童扶養手当	所得 状況届	8月11日(火) ～ 9月10日(木)	北部振興局 福祉生活課 各支所
特別障害者手当			しおがい福祉課 (西館1階) ☎65-6518
障害児福祉手当			
(経過的)福祉手当			

※土日を除き、お盆の期間も受け付けます。

左表にある各種手当を受給している人は、現況届または所得状況届を提出してください。これにより、前年の所得と受給資格を確認します。届出がない場合、手当が受けられなくなりますので、必ず提出してください。

## 現況届・所得状況届を提出してください

## 限度額適用認定証をご利用ください

## お済みですか

外来や入院などで医療費が高額になりそうな場合は、医療機関の窓口で「限度額適用認定証」を提示すると、ひと月の自己負担が限度額までになります。認定証の交付を受けるには事前の申請が必要です。

【対象者】  
国民健康保険に加入している人で  
①69歳以下の人

②平成27年度の住民税が非課税世帯の70歳以上74歳以下の人

①申請日時点において、世帯に国民健康保険料の滞納がないこと。  
②世帯の国民健康保険被保険者および世帯主が前年中所得の申告をしていること。

※未申告で所得が不明な場合は、上位所得者の限度額とみなされます。

【申請時の注意点】  
①申請日時点において、世帯に国民健康保険料の滞納がないこと。  
②世帯の国民健康保険被保険者および世帯主が前年中所得の申告をしていること。

【申請に必要なもの】  
①国民健康保険被保険者証  
②医療機関等の領収書  
③印鑑  
④世帯主の通帳または振込先のわかるもの

【申請期間】  
診療を受けた月の翌月1日～2年以内

【注意点】  
①「限度額適用認定証」を使用していても該当する場合があります。  
②同世帯の人や複数の医療機関等の医療費を合算して該当する場合があります。  
自己負担限度額や計算方法等、不明な点はお問い合わせください。

医療機関等で支払った医療費の自己負担金が一定の額(自己負担限度額)を超えた場合は、申請によりその超えた分が「高額療養費」として払い戻されます。

【申込先】  
①保健医療課(東館1階)  
②北部振興局  
③印鑑  
④世帯主の通帳または振込先のわかるもの

【問合せ・相談先】  
保健医療課(東館1階)  
北部振興局  
各支所

## 現況届・所得状況届を提出してください

## 限度額適用認定証をご利用ください

## お済みですか

医療機関等で支払った医療費の自己負担金が一定の額(自己負担限度額)を超えた場合は、申請によりその超えた分が「高額療養費」として払い戻されます。

【申込先】  
①保健医療課(東館1階)  
②北部振興局  
③印鑑  
④世帯主の通帳または振込先のわかるもの

【問合せ・相談先】  
保健医療課(東館1階)  
北部振興局  
各支所